臨床検査を終了した検体の業務・教育のための使用について

2026 年 10 月 5 日

長崎労災病院では質の高い臨床検査を提供するために、精度管理、医療従事者の教育、異常値の原因究明、新しい検査の導入などの取り組みを行っております。これらの活動は、臨床検査に使用した検体の残り（残余検体）を使用させていただくことにより行うことが可能となります。

通常業務での検体保管期間は最大 7 日間ですが、上記目的により 3 ヶ月間保管する場合がございます。

残余検体を使用するにあたっては、日本臨床検査医学会の見解を遵守した上で行います。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

📌 対象となる方・検体

- **当院で臨床検査を実施した患者さんの残余検体（血液・尿・体腔液・組織など）**

⚠ 使用の承諾について（必ずご確認ください）

残余検体の使用をご承諾頂けない場合は、お手数ですが、**採血室受付**にお申し出ください。

大切なお知らせ

・お申し出がない場合は、ご承諾頂いたものと判断し、残余検体を使用させていただ　きます。

・使用承諾の可否によって診療内容に影響するなどの不利益になる事はありません。

・また、承諾の可否はいつでも変更することができます。

お問い合わせ先

お問い合わせ窓口	独立行政法人労働者健康安全機構　長崎労災病院　中央検査部
対応時間	8:15 ～ 17:00
住所	〒857-0134 長崎県　佐世保市　瀬戸越 2-12-5
電話番号	0956-49-2191（代表）